

公益社団法人空気調和・衛生工学会
規格に関する規程

平成 25 年 5 月 14 日 理事会制定
平成 29 年 3 月 17 日 理事会改定

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 4 条第 7 号に基づき、規格の制定、改定、確認、廃止等に関する事項を定め、もって空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する技術の適正化と普及を図り、技術の発展と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における規格の定義は、次による。

暖房、換気、空気調和、給水、排水、衛生、環境、エネルギー等に関する事項（以下、技術的事項という。）を統一または単純化し、抽象性を排除した基準をいう。

- 1) 技術の用語、略語、略号、記号、符号、単位等
- 2) 構築物の計画・設計方法、施工方法、維持管理、安全条件、試験方法、評価方法、検証等
- 3) 機器の種類、型式、形状、寸法、構造、整備、品質、等級、成分、性能、耐久度、安全度、試験、分析、検査、測定、評価の方法等

(委員会)

第 3 条 規格を審議するため、標準化委員会を設置する。

- (1) 標準化委員会は、この規程による規格を審議するほか、技術理事以外の業務執行理事が管掌する委員会（以下、「他の委員会」という。）の意見を徴し、規格化を推進するための業務を行う。
- (2) 標準化委員会の運営は、別に定める運営要領による。

(規格の提案および制定)

第 4 条 規格の提案および制定は、次による。

- (1) 規格は、標準化委員会が自ら提案することができる。
- (2) 規格は、他の委員会が理由と素案を付し、または会員が理由を付して標準化委員会に提案する。
- (3) 標準化委員会は、規格の原案作成を他の委員会に付託することが適当であると判断した場合、他の委員会に付託することができる。
- (4) 規格の制定は、理事会で決定する。

(規格の出版)

第5条 規格は、出版委員会が出版する。

2. 出版にあたっては、免責事項を記載する。

(規格の改定、確認、廃止)

第6条 規格の改定、確認、廃止は、次による。

(1) 第4条により制定された規格は、その制定の日から原則として5年を経過するごとに、改定、確認、廃止を標準化委員会で審議する。

なお、改定および廃止の必要がない場合、内容の確認を行う。

(2) 規格の改定および廃止は、理事会で決定する。

(表示)

第7条 規格は、次の分類記号および分類番号を表示する。

分類記号 SHASE-S

一般共通の分類番号 001～099

空気調和設備関係の分類番号 101～199

給排水衛生設備関係の分類番号 201～299

(会告)

第8条 規格の制定、改定、確認および廃止が決定したときは、標準化委員会がこれを会告する。

(管理)

第9条 規格は、別に定める運営要領に従って標準化委員会が管理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. 本規程は、平成25年5月14日から施行する。